

新潟県条例第45号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(昭和51年新潟県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第8条の2 退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金を受ける妻で、前条第1項各号の一に該当するものが、旧通算年金通則法(昭和36年法律第181号)第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号。以下この条において「昭和51年法律第51号」という。)附則第14条の2第1項本文に規定する政令で定めるもの(その全額を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その間、前条第1項の規定による加算は行わない。ただし、退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金の年額が昭和51年法律第51号附則第14条の2第1項ただし書に規定する政令で定める額に満たないときは、この限りでない。</p>	<p>附 則</p> <p>第8条の2 退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金を受ける妻で、前条第1項各号の一に該当するものが、旧通算年金通則法(昭和36年法律第181号)第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて次の各号の一に該当するもの(その全額を停止されている給付及びその額(支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額)が前条第1項の規定により加算する額に満たない給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定による加算は行わない。</p>

- (1) 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく普通恩給、増加恩給及び傷病年金
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下この号及び第10号において「法律第115号」という。）に基づく老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第12条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の法律第115号に基づく老齢年金及び障害年金
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号。以下この号において「法律第141号」という。）に基づく障害基礎年金及び昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の法律第141号に基づく障害年金
- (4) 昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく老齢年金及び障害年金
- (5) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの並びに同法附則第13条第1項並びに国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第8条及び第9条（これらの規定を同法第22条第1項、第23条第1項及び第48条第1項（同法第49条及び第50条第1項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第25条（同法第27条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年法律第105号」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和60年法律第105号第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。第11章を除く。）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの並びに同法附則第28条の4第1項並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第8条第1項から第3項まで、第9条第2項及び第10条第1項から第3項まで（これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を含む。）

む。)、第48条第1項及び第2項(同法第52条において準用する場合を含む。)、第55条第1項及び第2項(同法第59条において準用する場合を含む。))並びに第62条第1項及び第2項(同法第66条において準用する場合を含む。))並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号。以下この号において「昭和60年法律第108号」という。)附則第13条第2項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに昭和60年法律第108号第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(第11章を除く。)に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和60年法律第108号第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(第13章を除く。)に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。)

(7) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第140号)附則第10項及び第11項(これらの規定を同法附則第18項において準用する場合を含む。))並びに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第106号)第34条(同令第37条第1項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号)第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

(8) 農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの又は沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第158号)第15条第3項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。))及び障害共済年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和60年法律第107号)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

(9) 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。)

(10) 法律第115号附則第28条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

<p>2 前項ただし書の場合において、当該遺族年金の年額に前条第1項の規定による加算額を加えた額が昭和51年法律第51号附則第14条の2第2項に規定する政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該遺族年金の年額を控除した額とする。</p>	<p>(11) 執行官法（昭和41年法律第111号）附則第13条の規定に基づく年金たる給付 (12) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）に基づいて国家公務員等共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの (13) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に基づく障害年金</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金の年額が71万円に満たないときは、前条第1項の規定による額を加えた額をもつて当該遺族年金の年額とする。この場合において、当該遺族年金の年額に同項の規定による加算額を加えた額が71万円を超えるときにおける当該加算額は、71万円から当該遺族年金の年額を控除した額とする。</p>
--	--

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第3条 職員の再任用に関する条例（平成13年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等（附則第4項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（附則第4項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。